

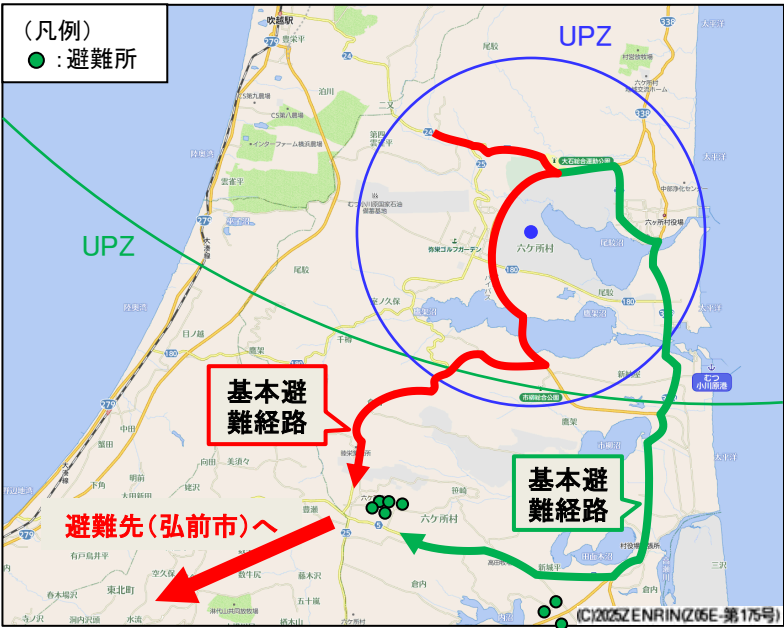
【防護措置】

- 東通原子力発電所と六ヶ所再処理工場等(六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場)の原子力災害対策重点区域が重なる地域の防護措置は、事態進展が先行する施設の緊急時活動レベルに応じた措置を講ずる。
- 一時移転先は、OILに基づく基準値を超えた時点における状況等を鑑みて原子力災害対策本部が決定する。

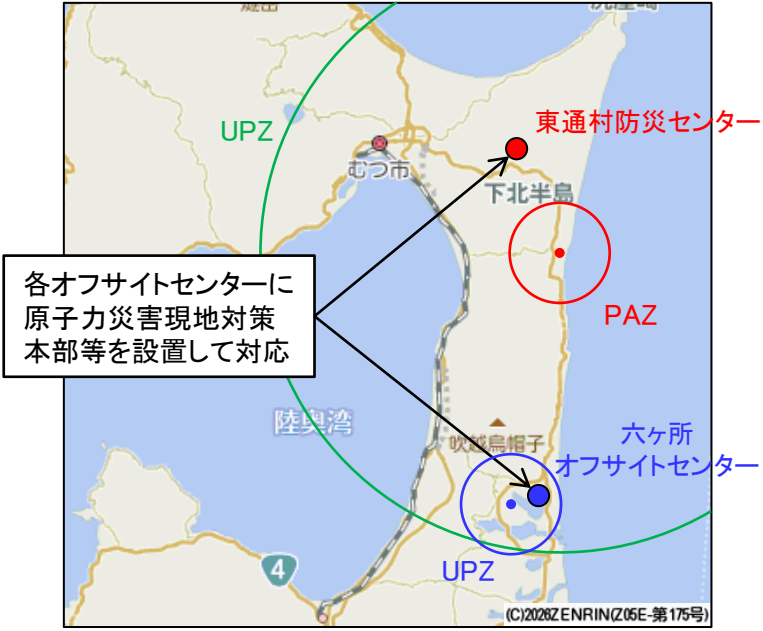
【現地の対応】

- 原子力災害対策マニュアルの原則に基づき、原子力施設ごとに現地の対応を行う体制を構築する。

【同時発災した場合の避難経路】
(例：富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平)



【同時発災した場合の原子力災害現地対策本部等】



基準値超過時点における施設の事態進展に応じた経路

- 東通原子力発電所のみ全面緊急事態の場合(避難先:弘前市)
- 六ヶ所再処理工場等のみ全面緊急事態の場合(避難先:六ヶ所村内)
- ※ 双方が全面緊急事態の場合の経路及び避難先は、その時の状況を鑑みて原子力災害対策本部が決定。

原子力災害対策マニュアル(抄)

- 第2章 複数サイトにおける事故発生への対応
- 地震・津波等に伴い複数サイトで原子力事故が発生した場合、サイトごとに副本部長・現地対策副本部長を選任する。